第2部
基本構想

平成23年度～平成32年度

第2部　基本構想

第1章　本別町のめざす将来像

第１節　目標年次・計画期間

この基本構想は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。ただし、計画期間内に社会情勢等の変動により、策定時の見通しと著しい差異が生じた場合、必要に応じて計画の修正や見直しを行います。

第２節　まちづくりの基本理念（目標、テーマ）

『ともに学び　支えあい　活力のあるまちづくり』

第3節　めざすまちづくりの姿

『わたくしたちは、十勝の原始林をひらき、戦禍の焦土から立ちあがった、強くたくましい開拓精神を受けつぐ本別町民として、誇りと責任をもち、こころと力をあわせ、未来へ前進することを誓います。』

昭和42年11月に制定した、「町民憲章」は、町民の一体感の醸成と郷土を愛する心を育むとともに、町勢のさらなる発展を願って制定された未来への誓いです。

第６次の総合計画を策定するにあたり、本町の未来への誓いである「本別町民憲章」の精神を尊重するとともに、本計画を策定する際に実施した町民アンケート結果、さらには、地方自治体を取り巻く社会経済情勢変化に適応したまちづくりを進めるため、新しい本町のまちづくりの姿を「樹」に例え、「根」「幹」「枝」のそれぞれの役割を次のとおりとします。

『根』＝町民一人ひとりの学びを生かしたマンパワーを「ほんべつ力」と位置づけ、「ひとづくり」「人材の育成」を樹の「根」に例え、人材育成を基本にまちづくりを進めます。

『幹』＝本町の地域資源を最大限活用し、あらゆる場での仕事づくりを進めることにより「産業・雇用」を拡大することを樹の「幹」と例え、本町の産業振興を重点施策とします。

『枝』＝町民の皆さんの命と暮らし生活を守るため、「安心」「安全」「健康」を樹の「枝」と例え、本町が先進的に進めている「保健・医療・福祉」の一体的な整備をさらに充実します。

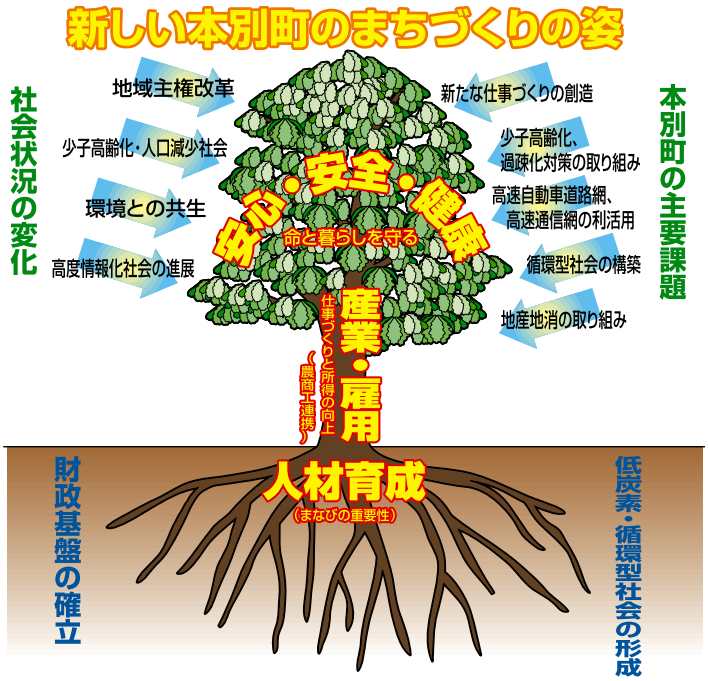

第４節　めざすまちづくりの実現のために

前節で定めたまちづくりを実現するため、「根」「幹」「枝」の役割を次のとおりと定め、推進いたします。

（１）人材育成（まなびの重要性）

地域に誇りと愛着を持ち、社会で活躍できる人材を育んでいくためには、地域内外での学びはもちろん、地域での育ちも大切であり、社会全体で学び合うことが極めて重要となります。

町民一人ひとりが「輝くまち」「必要とされるまち」を実現するため、学びの重要性を再確認しなければなりません。町民と行政がお互いに協力し合い、町民参加による対話のまちづくりを推進します。

これまで、本町が進めている「生涯学習によるまちづくり」とは、町民一人ひとりが学びの必要性を理解し、主体的に学び、学んだ成果を自分だけのものにするのではなく、まちづくりのために活かすことが出来る仕組みづくりを構築することです。

確かな学力を身につけた子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、志を抱き、社会で自立する力や広い視野を身につけ、たくましく成長するように、学校、家庭、地域が一体となって取り組みをさらに展開します。

本町の未来を切り拓いていく人材、町内外で活躍し故郷に貢献する人材を育成するため、各種施策の推進については、「学び」、「ひとづくり」をまちづくりの基本に置き、展開します。

1. 町民一人ひとりの力を引き出す
　（ほんべつ力の創造）
2. 協働による地域づくりの推進
3. 意識改革の推進（職員・町民）
4. 生涯学習社会の構築
5. 学び輝く学校教育の推進
6. 学び高め合う社会教育活動の推進

（２）産業･雇用（仕事づくりと所得の向上）

町民一人ひとりが、将来に向かって「本別町でがんばろう」という気持ちになるためには、それぞれがやりがいをもって働き、自立のための経済的基盤を確立させることが必要です。

本町の経済を支えるあらゆる産業における積極的な事業活動への支援や、創業・起業の促進及び地域資源を活用した新産業の創出・育成などを通じて、地域産業の形成・活性化を図り、雇用の場の確保に努めます。

インターチェンジ、ジャンクションを有する本町にとって、高速自動車道路網、高速通信網の整備は、本町の産業振興を図る上で、極めて重要な基盤整備です。このチャンスを大いに活かさなければなりません。

このため、産業・雇用分野では、即効性が求められる雇用の場の確保に集中的に投資しつつ、中長期的な視点で、夢のある仕事の創出にも取り組んでいく必要があることから、そのための実効性のある戦略を各施策に盛り込み、あらゆる場で新たな産業を生み出し、雇用を生み、町民一人ひとりの所得の向上を目指します。

1. 地域資源を最大限活用した産業の振興
2. 農商工連携を柱に新たな産業の振興
3. 高速自動車道路網の利活用
4. 高速通信網の利活用
5. あらゆる場での新たな産業の創出

（３）安心・安全・健康（命と暮らしを守る）

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、町民の健康意識の向上、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による一体的なサービスの提供、体制を充実します。

高齢者が住み慣れた地域の中で安心し

て生活できるように、生活支援体制の構築、いきがいづくりと健康づくり（介護予防）を推進し、地域社会の助け合いによる地域ネットワークづくりのさらなる充実、高齢者や障がいのある人が、地域の中で身心共に豊かな生活を送るため、「共助」の精神を基本に、「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉にした地域づくりを推進します。

また、高齢社会の進展と生活習慣病などの新たな健康阻害要因の拡大に伴い、医療に対する需要はますます増大しています。質的にも一層の多様化、高度化していることから、安心して受診できる医療環境を整備します。

さらに、生活に困窮する町民への援助や持続可能で安定した社会保障制度の充実に向け、強く国に対して要望します。

「すべての町民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」の実現に向けて、町民誰もが住み慣れた地域で健やかに安心して生活することが出来るよう、保健・医療・福祉体制をさらに充実し、町民の命と暮らし（生活）を守るための施策を展開します。

1. 子どもを生み育てやすい環境の整備
2. 保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供
3. 誰もが活躍できる社会システムづくり

（４）低炭素・循環型社会の形成（環境にやさしいまちづくり）

地球規模での環境問題は、人類が直面する最大の課題となっています。私たちがこのままの生活を続けると、地球温暖化の進行、資源の浪費による危機、生態系への影響などが懸念されます。

豊かで美しい自然や水環境などを保全・創造していく上で、本町における環境問題への取り組みは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減や、廃棄物のリサイクルなどが重要な課題であり、町民一人ひとりが環境に対する高い志を持ち、日々率先して環境配慮行動を続けていくことが必要です。

私たちが生活や事業活動で環境に与える影響をゼロにすることはできませんが、できるだけ少なくすることは出来ます。そして、今を生きる私たちは、先人たちが育んできたかけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが意識を転換し、環境への理解と認識を深め、身の回りの生活や暮らしの中で環境にやさしいまちづくりを進めます。

1. 低炭素化に向けた地域の社会づくり
2. 再生可能エネルギーの導入推進
3. 環境づくりひとの創造
4. 町独自の支援策の実施

（５）財政基盤の確立（健全な財政運営）

本町の財政状況については、地域経済の低迷や三位一体の改革による国庫補助金、地方交付税の大幅な削減、自主財源の減収などにより、厳しい財政運営を余儀なくされています。

新しい本別町のまちづくりを実現していくためには、財政基盤の確立は欠かすことは出来ません。

これまでの財政構造の在り方を根本的に見直すとともに、将来の世代に負担を先送りしないという観点から起債残高を減少させ、本町の未来に責任を持つ財政運営に転換することにより、これからのまちづくりを総合的戦略的に推進してく必要があります。

その一方で、人口の減少・少子高齢化への対応、地域経済活動の低迷への対応、循環型社会など環境の時代への対応、安全で安心できる地域社会の形成などの課題を抱えており、新しい時代の要請やニーズに的確に対応することが求められています。

次の世代に負担を先送りせず、将来にわたり持続可能な地域社会を確立するため、全庁一丸となって、さらに徹底した歳出全体の洗い直し、より一層効果的・

効率的な事業の実施、自主財源の安定確保などを強力に推し進め、早急かつ確実に財政の健全化を達成することが必要です。

公共施設は、建設当時の目的・用途にとらわれることなく、町民のニーズや利用実態に合わせた他施設との複合利用、他機能への用途転換、多様な管理運営手法の導入などを通じ、財政状況に見合った適正な管理・活用を進めます。

行政改革大綱に基づき、既成の枠組みや従来の発想によらない新たな視点による行財政改革を進めます。

1.財政健全化計画の遂行
2.行財政改革大綱の計画的な遂行

第５節　土地利用の進め方

土地は、町民生活やさまざまな社会活動の共通基盤であり、限られた貴重な資源です。

本町の豊かな自然環境と変化に富んだ地形条件を活かし、農用地、森林などの自然的土地利用の保全に配慮しつつ、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用をバランス良く配置し、景観形成にも配慮しながら、持続的にまちづくりが進められるように、計画的な土地利用を誘導します。

地域の均衡ある発展を図るため、それぞれの特性を活かし、産業振興や居住環境の向上に資する拠点づくりなどの土地利用を誘導するとともに、高速自動車道路網の利活用を視野に入れ、地域間や都市間の交流と連携を高めるため土地利用の形成を図ります。

一方、人口減少や高齢社会の進展と同時に少子化が進み人口のバランスが大きく変化し、加えて、依然として低迷している地域経済情勢や厳しい財政状況など社会経済環境の急激な変化を踏まえた、効率的かつ効果的な土地利用が求められています。

これらの状況のもと、都市的土地利用を図る市街地域は、人口減少や都市基盤の維持管理費の抑制などの観点から、既存の都市基盤の有効活用に努めます。

農業が基幹産業である本町にとって、農地は農畜産物を生産場であると同時に、水・緑など多面的機能の集積の場でもあることから、優良農地をはじめとする農業振興地域全体の保全に努めます。

国道242号沿い及び銀河通りなどを中心とした商業地区、さらには、本町の特徴的な保健・医療・福祉ゾーンのなどバランスのとれた土地利用を進めます。

「本別町農業振興地域整備計画」「本別町都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」などを計画的に推進します。

1.生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

生涯を通じて充実した育みと学びの機会と環境づくりに努めます。

確かな学力を身につけた子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、志を抱き、社会で自立する力や広い視野を身につけ、たくましく成長するように、学校、家庭、地域が一体となって取り組みをさらに展開します。

自らの意志による学びを育み、広げ、活かす仕組みのもとに、情緒と感性豊かな人が、心豊かにいきいきと暮らす地域を築いていく教育力のあるまちづくりを進めます。

1　自ら学び、地域をつくる生涯学習の推進
〔生涯学習によるまちづくりの確立・ほんべつ学びの日の充実〕
2　一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実
〔幼児教育の充実・義務教育の充実・高校教育の充実〕
3　豊かな心とたくましい心身をつくる、学びとスポーツの振興
〔社会教育の充実・社会体育の充実〕
4　はつらつとした地域文化の創造
〔地域文化の振興〕

2.地域資源を活かした豊かなまちづくり

本町の経済を支えるあらゆる産業における積極的な事業活動への支援や、創業・起業の促進および地域資源を活用した新産業の創出・育成などを通じて、地域産業の形成・活性化を図り、雇用の場の確保、町民一人ひとりの所得の向上を目指します。

多くの人々が訪れることによって生まれる多様な効果を、新たなまちづくりへの力へとつないでいくため、交流のステージづくりに努めます。

1　環境と調和し、高い生産性を目指した農林業の振興
〔農業の振興・林業の振興〕
2　新たな活力を生む商工業の振興
〔商工業の振興・多様な取り組みによる新産業の創出・消費生活の向上〕
3　地域に根ざした特色ある観光
〔観光、地場産品の振興〕
4　雇用環境の安定と勤労者福祉の向上
〔雇用環境と勤労者福祉の整備〕

3.ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、町民の健康意識の向上、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携によるサービスを提供します。

誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、地域社会の助け合いによる地域ネットワークづくりのさらなる充実。「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉にした地域づくりを推進します。

1　世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり
〔地域福祉の充実・子育て環境の整備・高齢者福祉、介護保険事業の充実・障がい者福祉の充実・ひとり親家庭福祉の充実・社会保障の充実〕
2　心身ともに健やかな地域づくり
〔健康づくりの推進・医療体制の充実〕
3　安心して暮らす生活基盤の確立
〔防災対策の強化・消防、救急、水防体制の強化・交通安全、防犯対策の推進・治山、治水対策の推進〕

4.快適でやさしさのあるまちづくり

町民の安全性や利便性を高め、良好な市街地の形成を図るために、道路・交通体系を確立させるとともに、上下水道などの都市基盤の計画的かつ効率的な整備を進めます。

自然との共生や環境負荷の軽減、自然エネルギーへの転換などに向けた施策を展開します。

リサイクルの推進など循環型地域社会の形成を図るとともに、自然と調和する環境にやさしい地域社会の形成に努めます。

1　人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立
〔総合交通体系の整備・情報通信の整備、利活用〕
2　持続可能な社会づくりへの貢献
〔循環型地域社会の推進・環境保全の推進・水資源の確保と利用〕
3　快適でうるおいあふれる生活環境の整備
〔有効な土地利用の推進・上水道等の整備・下水道等の整備・住宅、宅地の整備・公園、緑地の整備・ゴミ、し尿処理の充実・環境衛生、墓地、火葬場の充実〕

5.町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

一人ひとりの町民や各種団体をはじめ企業・行政などのあらゆる主体が、共通理解と相互連携をさらに深めながら、それぞれの英知と行動力を発揮する仕組みづくりを進めます。

また、的確な評価による事業の選択や行政と民間の役割分担を図る一方、徹底した無駄の排除や効率化に努め、次代にしっかりと引き継いでいくことのできる行財政基盤づくりを進めます。

1　町民参加のまちづくり
〔町民参加のまちづくり・地域活動の推進・広報広聴の充実・男女共同参画社会の形成〕
2　健全な行財政運営
〔行財政運営の推進・開かれた町政づくり〕
3　広域行政と交流活動
〔広域行政の推進・国際交流、地域間交流の推進〕